

災害時要援護者支援マニュアル ハンドブック

その日に備えて 災害から身を守ろう

防 災 の 心 得

—災害時要援護者を災害から守るために—

狛 江 市

— 目 次 —

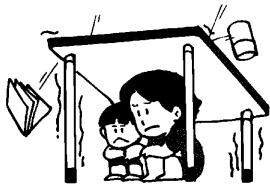
～はじめに～	．．．．．	1
災害時要援護者とは	．．．．．	4
災害時要援護者に必要な支援は	．．．．．	5
日頃の備え	．．．．．	7
地震や災害に備えて	．．．．．	11
目の不自由の方は	．．．．．	14
耳の不自由の方は	．．．．．	16
体の不自由の方は	．．．．．	18
知的障がいのある方は	．．．．．	22
内部障がいを持つ方は	．．．．．	24
精神障がいの方は	．．．．．	26
高齢者の方は	．．．．．	28
妊産婦の方及び支援は	．．．．．	31
災害時要援護者の特徴	．．．．．	36
避難所での生活	．．．．．	39
災害発生時の安否確認	．．．．．	47
障害に関するシンボルマーク	．．．．	52
関係機関一覧	．．．．．	55

～はじめに～

一般的に災害に関しては、障がい（児）者の家族の援助度は高いと言われていますが、災害に備えている方は少ないといわれています。

皆さんのお宅はいかがですか。

今、私たちは当事者の皆様とご家族に災害意識を持ってもらい、災害に備え、要援護者とその家族が日頃から準備しておくこと、緊急時に必要な支援を呼びかける手引きとなるように、項目をまとめてみました。



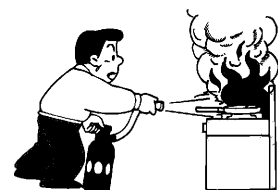
災害が発生したら

狛江市では、平成 18 年 3 月に市役所敷地内に地震計を設置し、6 月より地震時には、瞬時に市民の皆さんへ防災行政無線等により地震情報を知らせる狛江市計測震度計システムの運用を開始いたしました。

このシステムで

計測震度 4 以上の場合

市民の皆さんへの情報提供は
次の二つの方法があります。



○防災行政無線一斉放送

防災行政無線により、計測した震度情報などを市内一斉放送します。

○聴覚障がい者 F A X 送信

防災行政無線 F A X システムを利用している聴覚障がい者に対して放送内容を F A X 送信します。

災害時要援護者とは

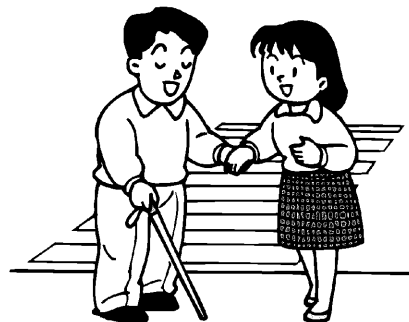
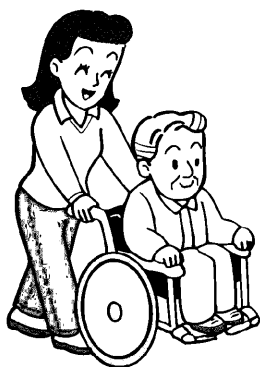
災害が発生した時、独自で安全に避難することが難しく、避難後の生活に何らかの支障が生じやすい方々を呼びます。

具体的には高齢者(ひとり暮らし、寝たきり等)、障がい者、乳幼児、妊産婦、日本語を解さない外国人などが考えられます。

要援護者と言われる方々はより被害をうけやすく避難に手助けを必要としています。こうした方々の被害を最小限に食い止めるためには、ご本人やご家族の方、地域住民の方々が災害に対する、知識や心構えを身につけておくことが大切です。

災害時要援護者に必要な支援とは

- 発生時に正確な情報を伝えること。
- 避難先を知らせること。
- 避難時の介助をすること。
- 生活・医療情報を伝達すること。
- 避難生活を手助けすること。



支援者へのお願い

是非、日頃より地域で実施される防災訓練や講習会などに積極的に参加し、防災知識や技術の習得に努め、災害時には、ご近所の要援護者に気軽にお声を掛けてください。

支援とは、「できることから」が基本です。たとえ、部分的な事柄に見えても、要援護者やその家族にとって大きな助けになることがあるのです。

この冊子には、「要援護者とその家族」そして「支援する側」その両者の災害に対する心構えと支援する場合の留意点をまとめました。

I 要援護者とその家族

< 日頃の備え >

自分たちで出来ることを考えましょう

● 起きてからでは、間に合わない

災害が発生すると、自分の周りの生活状況が一変します。災害が起きてからでは、間に合いません。日頃より自分自身や家族を守る意識を高め十分な準備が必要です。

● 暮らしの中の備え

室内で怪我をしないために、家具類の転倒防止、照明器具の落下防止用の固定金具の取り付けや、ガラスの飛散防止のための透明フィルムを張ること等により足を傷つけないために、靴の用意など暮らしの中の備えをしておきましょう。

● 最低三日間分の生活の備えを

救助が整うまでの最低三日間は、自力で生活できるように準備を心がけましょう。

食料・水の備蓄・救急袋を用意しておきましょう。

● 非常持出品の用意

「いざ避難！」というときに備えて、非常持出品を用意し、ひとまとめにして、取り出しやすいところに保管しておきましょう。

非常持出品の中には、かかりつけ医療機関や主治医の連絡先、日ごろ服用している薬を明記したメモなどを準備しておきましょう。

● 身分証の携帯

災害時に身元が判るように運転免許証、障害者手帳、母子健康手帳などの身分証を携帯しましょう。

● 家族やご近所、身近な方々との話し合い

市や町内会、マンション等の防災消防訓練には積極的に参加して、自分のことを知ってもらいましょう。

市や町内会で決められた避難場所、避難経路、連絡方法等を家族と日ごろから話し合い、家族全員の安否確認の方法や連絡先を決めておきましょう。

うわさやデマに惑わされずに正しく信用のおける情報を手に入れましょう。

地震や災害に備えて

一般的な防災グッズのほか自分の障害や病気に関するものを必ず用意しておきましょう。

緊急時の医療体制について、病院や主治医と相談しておきましょう。



家族で点検しましょう。

非常持出品点検表

☐印鑑・☐現金・☐預金通帳・☐筆談用具・☐障害者手帳・☐支援カード・☐薬・☐保険証・☐母子健康手帳・☐自立支援医療受給者証・☐救急セット・☐衣類・☐貴重品・☐食料（乾パン・缶詰・インスタント食品など）・☐飲料水・☐懐中電灯・☐携帯ラジオ・☐乾電池・☐手袋・☐毛布・☐オムツ・☐ほ乳びん等

要注意！！

＊持ち出し品の重さ、大きさに注意

（重すぎて背負えない場合があります）

＊メガネ、入れ歯を忘れずに

（壊れてもすぐには作れません）

＊必ず、靴を履いて外へ出ること

（ガラスの破片など危険です）

Ⅱ 災害時の行動は

＜目の不自由な方は＞

- 笛やブザーなど、自分が助けを求めたり安全を確保するために、必要な物を身につけるようにしましょう。
- 白杖や点字用品などは、常に身近に置く習慣をつけましょう。
- 揺れが収まったら、ストーブなどの火気を家族や近所の人に確認してもらいましょう。
- 落下物やガラス片で怪我をしないよう、周りの状況を教えてもらいましょう。
- 停電した場合は、暗順応に問題のある人は、一度深呼吸をして気持ちを落ち着けてから行動しましょう。
- 外出していたら、周囲の人に声をかけ、周りの状況を教えてもらい、安全な場所へ誘導してもらいましょう。

<目の不自由な方への支援は>

- 情報は耳からだけです。緊急時には、その情報の受け取りや理解も難しくなります。
- 話しかける時は、はじめに名乗って声を掛けましょう。安心します。
- 現在の状況と、これからの行動の予測を説明してください。
- 介助するときは、杖を持った手は持たないで相手より半歩程度前に出て、良い高さのところに軽く触ってもらい、相手の歩くスピードに合わせて歩きましょう。
- 揺れが収まったら、ストーブなどの火気を確認し、周りの状況を伝えましょう。
- 外出しているときに地震が発生したら、周りの状況を伝え安全なところへ誘導しましょう。
- 介助のやり方には、個人差があるので、本人にどのようにしてほしいかを聞いてあげてください。

＜耳の不自由な方は＞

- 一人暮らしの方は、隣近所の人から災害の状況や周囲の様子、避難が必要などを紙に書いて伝えてもらいましょう。
- 家具の転倒防止など、災害に備えて室内の安全確保策を考えておきましょう。
- 外見からは聴覚等に障がいがあることは判り難いので、避難所などでは、進んで申し出ましょう。
- 揺れが収まったら、家族や近所の人に地震の状況や周りの様子などを教えてもらいましょう。
- 外出していたら、周囲の人に筆談などで周りの状況を教えてもらい、安全な場所へ誘導を頼みましょう。
- 防災行政無線FAXシステムを利用されている方は器具の点検を忘れずに。不具合があれば、市役所に連絡しましょう。

＜耳の不自由な方への支援は＞

- 聞こえないということはとても不安です。正確な情報を伝えてください。
- 手話ができなくても様々な工夫で情報を伝えることができます。どのような方法（手話・筆談）でコミュニケーションを取ればよいか、本人に尋ねてください。
- 話すときは、軽く肩などに触れ、正面から口を大きく動かし話します。口の動きでわかる人もいます。
- 筆談も有効です。文字や絵を使い、ゆっくり説明してください。
- 地域や避難所などから様々な情報が伝えられます。その情報を文字に書いて伝えるようにしましょう。
- 手話ができる人がいたら、協力してください。

＜体の不自由な方は＞

- 笛やブザーなど、自分が助けを求めたり安全を確保するために必要なものを身につけるようにしましょう。
- 車いすに乗っている人は、できるだけブレーキをかけるようにしましょう。床面が傾かない限り、地震の揺れで走り出すことはありませんが、ブレーキをかけたほうが安心感があります。
- 車いすの方は防災訓練に参加し、実際に車いすが通れるか、トイレが使えるか確認しましょう。
- 携帯電話や緊急通報システムを利用した緊急連絡の方法を話し合っておきましょう。
- 杖や歩行器などを使用している人は、常に身近なところに置いて破損しないようにしておきましょう。

＜体の不自由な方への支援は＞

- 本人とコミュニケーションが取れる方、取れない方と様々な支援を必要とします。
- 肢体に障がいのある人は、障害の部位や程度によって、自分自身で行動できることが異なりますのでどのようなことをしてほしいか、聞いてください。
- 車いすにも手動式と電動式のものがあり、自分で操作できる人と介助者がいなければ動かせない人がいます。また、車いすに乗る時、降りる時は止まって必ずブレーキを掛ける等の操作の仕方も注意が必要です。
- 車いすが通れるか、通路の安全を確保しましょう。
- 車いすを押すときには、乗っている人は、スピード感を強く感じますので、左右をよく確認し、ゆっくり押してください。

ここでワンポイント①

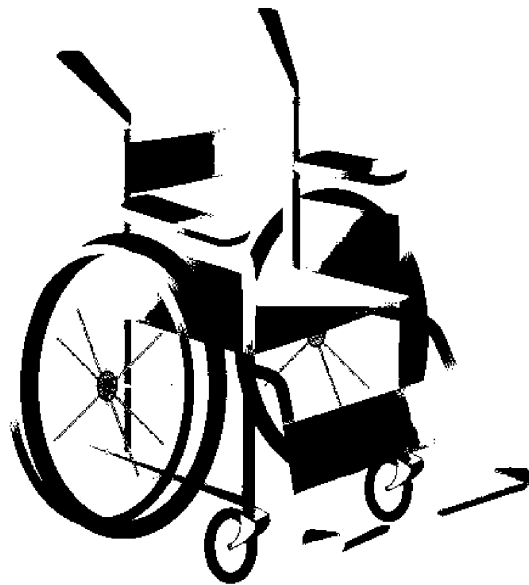
車いすの押し方で大切なこと

- 車いすには安全ベルトがついていますので、体を固定してください。なければ、ひもなどを利用してください。
- 必ず、「動かしますよ」と言葉を掛けてから、動かしてください。そのほかの、動作ごとに、常に声を掛けてください。
- 当事者を不安にさせないように、当人の目線に立つ気持ちで行ってください。
- 押している際、車いすの幅から手足がはみ出さないように、気をつけてください。ずり落ちたり、手足が車輪に挟まれないようにしてください。

○段差のあるところとか急な坂などは、後ろ向きで(押す人が引く形になります)おろすようにしてください。

○停止中は、必ずブレーキをかけてください。
車いすは動きやすいです。

○自分で操作できる人もいます。障害物の除去に協力してください。



＜知的障がいのある方は＞

- ご家族は、日頃から地震についてわかりやすい言葉で具体的に説明したり、実際、避難する場所へ連れて行って、場所を覚えたり、防災センターなどを利用して、揺れや煙の体験をしてなれておくように心がけてあげましょう。
- SOSカードなど、自分が助けを求めたり安全を確保するために必要なものを身につけるようにしましょう。
- 同じ地域に住む障がい者の家族や支援者の方と日頃から交流を持ち、情報交換に努めましょう。
- 薬を飲んでいる場合は、薬の種類や飲み方を書いたコピーを非常持ち出し袋に入れておきます。また、独自の飲み方があれば書いておきましょう。
- 一人で外出中に災害にあったときは、避難の際に家族や付添い者と離れてしまったときの待合わせ場所や対処方法を決めておきましょう。

＜知的障がいのある方への支援は＞

- 予測することが苦手なため、混乱が起こりやすいのです。「大丈夫だよ」と先ず優しい言葉と落ち着いた態度で話しかけてください。
- 一人では理解や判断することが苦手です。一度にたくさんのことを伝えないで一つずつ伝えてください。
- 言葉では理解できないこともありますので、大きな声はかえって恐怖感を与えます。誘導するとき、体に触れるときは、先に声を掛けて優しく手を引くなどすると心の準備ができて安心です。
- 突然の状況変化に適応できなかったり、大勢の知らない人たちと生活を共にすることが難しい場合があります。このような時は、家族や支援者と早めに相談しましょう。
- パニックを起こしたら、刺激せずに落ち着くまで静かに待ってください。力づくではかえって逆効果になります。

＜内部障がい（難病患者を含む）を持つ方は＞

- 内部障がいを持つ方は外からは、判り難く、障害別に必要な物などが違います。地震等、緊急時の対応については、予め医療機関と相談しておきましょう。
- 障害によっては、医療的ケアに必要なものがあります。常時、使用するもので保存できるものについては、かかりつけ医と相談のうえで、5～7日分の用意をしておきましょう。
- 日頃から服薬している薬について理解し、処方箋や予備の薬があれば財布やバッグ等に入れて持ち歩きましょう。
- 人工呼吸器、吸引器、人工透析など医療機器を使用している方は、常に器具の点検をしておき、避難所等では速やかに申し出ましょう。
- あわてて無理な行動をとることは、心肺への負担が大きく、病状の悪化する恐れがありますので注意しましょう。

<内部障がいを持つ方への支援は>

- 抱えている障害が外見からは分かりにくいこと、
専門の医療が必要なこと、特にお薬の継続服用の
必要性は命に関わることを理解してください。
- 災害の状況を知らせ、避難所への移動に協力して
あげてください。
- 自分では言い出しにくかったり、忘れてしまうこ
ともあり得ますので、薬はのみましたか？
食事の内容や制限は大丈夫ですか？と確認して
あげてください。
- 行政機関や医療機関への連絡を手伝い、内部障害
に対応できる施設、病院等の情報がありました
ら、教えてあげてください。
- 器具を消毒したり、交換できるスペースの確保を
心がけてください。

＜精神障がいのある方は＞

- 防災のための住民の自主的な活動に参加しましょう。一人で行くのが不安な方は信頼できる仲間や保健師に相談しましょう。
- 自分の病気のことや服用薬について、普段からかかりつけ医や家族とよく相談しましょう。
- 日頃から服用している薬の処方箋や薬局の投薬説明書を非常時持ち出し袋に入れておきましょう。
- 慣れない避難所生活では、身体ばかりでなく、病状も悪化しやすくなりますので、毎日服用している薬は必ず忘れずに飲みましょう。
- 日頃通っている学校・施設等に災害時の避難場所や緊急連絡方法を伝えておきましょう。

＜精神障がい者のある方への支援は＞

- 環境の変化が苦手です。緊張したり、些細な言葉で動揺してしまいがちです。広い気持ちで、ご理解ください。
- 不安を取り除くように、ゆっくりと、落ち着いた声で話しかけてください。
- 内容の正否にこだわらず、ゆっくり耳を傾けてください。
- 思いがけず、興奮したり、不安感・緊張感がたかまったりしますが、時間がたてば状況が変わりますので、静かに見守ってあげてください。
- 慣れない避難所生活では、身体ばかりでなく、精神の病状も悪化しやすくなります。毎日、服用している薬は必ず忘れずに飲むように声掛けをしましょう。
- 災害の影響で情緒が不安定な状態になったら、できるだけ落ち着かせ危険のないように避難所へ向かいましょう。

＜高齢者の方は＞

- 心身の状況によりますが、災害についての話し合いには、なるべく本人が入るようにしましょう。
- 災害に備えて身の回りを整えておきましょう。
- 高齢者の寝室には、家具はなるべく置かず、大きなものが落ちてこないように工夫しましょう。
- 外出している時に災害にあったら、周囲の人に声をかけ、周りの状況を教えてもらい、安全な場所へ誘導を頼みましょう。
- 笛やブザーなど、自分が助けを求めたり、安全を確保するために、必要な物を身につけるようにしましょう。
- かかりつけ医と避難方法や救急時の対応について相談しておきましょう。
- 避難所までの経路に従って避難してみましょう。

＜高齢者の方への支援は＞

- 高齢者世帯は近所付き合いが少なくなりがちです。情報が伝わらない場合があります。正確に伝わっているか確認してあげましょう。
- 避難所内での行政等の情報を積極的に知らせましょう。
- コミュニケーションを取るためには、ジェスチャーや紙に大きく字を書くなどの方法も使って見てください。
- 相手と目線をあわせて、短い文章でゆっくり話してください。
- 避難所では、高齢になると体調を崩しやすく、保温、寝具、食事に配慮し、排尿の頻度が増えます。トイレの近いところに避難スペースを設けましょう。
- 高齢者の方が閉じ込められたり逃げ遅れたりすることのないよう、災害後に声かけ、安否確認をする体制を作りましょう。

＜認知症の方への支援は＞

- 「感情は残っている」ということを念頭に置いて、
尊厳の気持ちを忘れずに対応してください。
- 自尊心を傷つけるような言動はとらないでください。
- 説明はハッキリした口調でゆっくり話し、身振り
手振りを交えて理解してくれるまで話してください。
- 相手の話をよく聞き、間違ったことであっても強く
否定はしないで、自尊心を尊重しながら、支援
者の意見を伝えてください。
- 同じことを何度も尋ねられても、丁寧に説明して
ください。
- 突然行動を起こすことがあるので、目を離さない
ようにしてください。
- 衣類に住所・氏名・連絡先を記入しておきましょう。

＜妊産婦の方及びその方への支援は＞

- 母子健康手帳、保険証、診察券はいつも持ち歩くとともに、家でもすぐに持ち出せるようにしておきましょう。
- 家族などに防災訓練に参加してもらい、妊産婦がいる場合の避難方法などを確認してもらいましょう。
- 環境の変化により心理的動揺を受けやすくなっていますので、体の冷えや風邪・インフルエンザなどに注意しましょう。
- おなかを守る際に、落下物など、頭部の安全の確保を図りましょう。また、力を入れることが難しいので、柱などにつかまりましょう。
- 病気に対する抵抗力が弱いので、多くの方が生活する避難所では衛生面について注意しましょう。
- 具合の悪いときは早めに申し出て、協力してもらいましょう。

＜乳児のいる方及びその方への支援は＞

- 子どもの成長状態や予防接種歴、病歴の把握と母子健康手帳、保険証、乳幼児医療証、診察券は、いつも持ち歩くとともに、家でもすぐに持ち出せるようにしましょう。
- アレルギーや持病を持っている場合、普段からかかりつけ医と、薬や食べ物について話し合っておきましょう。
- 子どもをつれて避難する場合に、避難準備品をどの程度持つことができるか確認しましょう。
- 避難所の居住環境を工夫し、授乳やオムツ交換ができる場所を確保しましょう。
- 母子の健康チェック、紙おむつ、ほ乳びん、粉ミルク、ミルク用のお湯などを調達できるようにしましょう。
- 乳幼児やこどもたちのストレスを和らげるために、おもちゃや遊び場を設けるなどの工夫をしましょう。

ここでワンポイント②

コミュニケーションをとる いろいろな方法

障がいを持つ人のコミュニケーションの方法は千差万別です。言葉がないように見えても、なんらかの方法が見つかります。

手話・筆談

ジェスチャー・身振り・手振り

さまざまな道具を使って

* コミュニケーション・ボード

自分の意思を指差すだけで伝えることができるボード。

* トーキングエイド

携帯型コミュニケーション機器。音声と画面表示で相手にメッセージを伝える。

情報伝達に関する配慮

- 視覚障がいのある人のために
 - ・ 具体的に判りやすい口調で伝える。
 - ・ 拡声器等で音声情報を複数回繰り返す。
 - ・ 点字による情報提供についても配慮する。

- 聴覚障がいのある人のために
 - ・ 文字や絵を組み合わせて確認しながら情報を伝える。
 - ・ 手話通訳、要約筆記のできる人を配置する。
 - ・ 掲示板、ファックス、Eメール、文字放送テレビ等も有効に活用し情報を伝える。

○ 知的障がい、精神障がいのある
人や自閉症の人のために

- ・ 具体的に判りやすく情報を伝える。
- ・ 自閉症の人の場合には、絵、図、文字等その人が理解できる方法で情報を伝える。

○ 日本語能力が不足している外国
人のために

- ・ 絵や絵文字により情報を伝える。
- ・ 多言語で情報提供できる人を配置する。

Ⅲ 災害時要援護者の 特徴

災害時要援護者は、災害時に適切な行動が取りにくい個々の特徴があります。その状況を十分に認識する必要が有ります。

○視覚障がい者 ～ 視覚による異変・危険の察知が不可能な場合又は瞬時に察知することが困難な場合が多く、単独ではすばやい避難行動が取れない。

○聴覚障がい者 ～ 音声による避難・誘導の指示が認識できない。

自分の身体状況等を伝える際の音声による会話が困難である。

○肢体不自由者 ～ 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。

○知的障がい者 ～ 異変・危険の認識が不十分な場合や災害発生に伴い精神的動揺が激しくなる場合がある。

○内部障がい者 ～ 自力歩行や素早い避難行動が
(難病患者) 困難な場合が多い。

常時使用する医療機器や薬、ケ
ア用品を携帯する必要がある。

○精神障がい者 ～ 災害発生に伴って精神的動揺
が激しくなる場合があるが、多く
は自分で危険を判断し、行動する
ことができる。

○高齢者 ～ 体力が衰えて行動機能が低下
していますが、個人差が大きいので
十分配慮を必要とする。

○認知症高齢者 ～ 自分で危険を判断し、行動する
ことが難しい。

○妊産婦 ～ 行動機能が低下しているが、自
力で判断し行動することはでき
る。

○乳幼児 ～ 危険を判断し、行動する能力は
ない。

IV 避難所での生活

家屋が倒壊したり、火災が発生するなど危険な状態となった場合には、被災した災害時要援護者は避難所で生活することになります。

○ 避難所

狛江市では、市内の小・中学校等を避難所として開設します。この避難所には、災害時要援護者だけでなく、近隣の被災住民も生活します。

○ 二次避難所

自宅や避難所で生活している高齢者や障がい者等に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを必要とする人を一時的に受け入れ、保護するための施設です。

狛江市内震災時避難場所及び避難所一覧

ご自宅周辺の避難場所・避難所をご家族で
確認しましょう。

○避難所（建物内・体育館）

□狛江第一小学校	和泉本町 1－3 7－1
□狛江第三小学校	猪方 1－1 1－1
□狛江第五小学校	東野川 1－3 5－1 3
□狛江第六小学校	駒井町 1－2 1－1
□狛江和泉小学校	中和泉 3－3 3－1
□狛江緑野小学校	和泉本町 4－3－1
□狛江第一中学校	和泉本町 2－1 5－1
□狛江第二中学校	猪方 2－7－1
□狛江第三中学校	元和泉 1－2 3－1
□狛江第四中学校	東野川 4－1－1
□西和泉体育館	西和泉 1－1 6－1
□上和泉地域センター	和泉本町 4－7－5 1
□都立狛江高校	元和泉 3－9－1

○一時避難場所（屋外）

- 第一小学校グラウンド 和泉本町 1－3 7－1
- 第三小学校グラウンド 猪方 1－1 1－1
- 第五小学校グラウンド 東野川 1－3 5－1 3
- 第六小学校グラウンド 駒井町 1－2 1－1
- 和泉小学校グラウンド 中和泉 3－3 3－1
- 緑野小学校グラウンド 和泉本町 4－3－1
- 第一中学校グラウンド 和泉本町 2－1 5－1
- 第二中学校グラウンド 猪方 2－7－1
- 第三中学校グラウンド 元和泉 1－2 3－1
- 第四中学校グラウンド 東野川 4－1－1
- 旧第七小学校グラウンド 西野川 4－8－1
- 西和泉グラウンド 西和泉 1－1 6－1
- 都営団地（公園） 和泉本町 4－7
- 多摩川住宅（公園） 西和泉 1・2丁目

○ 広域避難所（屋外）

□多摩川左岸一帯

□市立西河原公園

□防衛省共済組合狛江スポーツセンター

○ 二次避難所（建物内）

災害時要援護者のための避難所

□あいとぴあセンター

避難所で生活していくために

- 避難所に着いたら、安否確認や登録のために受付をしましょう。
- 避難所内の設備や案内図などを確認しましょう。
- 見た目では障害や状態が判らないこともあるため、どのような支援が必要か、自分から伝える、あるいは自ら伝えられない場合は、障害者手帳、母子健康手帳等があれば、提示しましょう。
- 避難所では、スタッフの指示に従い、他の避難住民と助け合いながら生活しましょう。
- 避難所生活や今後の生活での心配事などについては、相談窓口で相談しましょう。
- 精神的な不安感や身体的な変化が生じた場合など、健康管理上の問題がある場合は、医療救護所へ相談しましょう。

避難所では

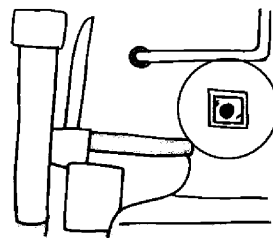
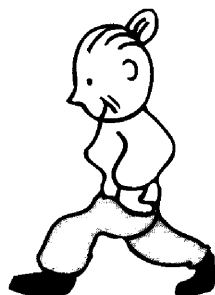
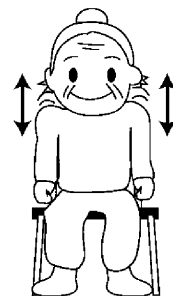
- 心身面の健康維持の大切さ
- 水分補給の大切さを忘れないで

孤立させないこと！

水分を十分取るようにすること！

トイレを控えないこと！

体を動かすこと！



り災証明書の発行

被害にあわれたら、り災証明書の申請を

○ 発行手続

①市では、管内の被災台帳（台帳によって確認できないものは、申請者の立証資料又は現地調査）等に基づき、り災者の申請により、り災証明書を発行します。

②消防署では火災の焼損状況の調査に基づき、火災によるり災証明書を発行します。

○ 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1項に規定する被害の範囲で、次の事項について照明します。

（１）住家、住家以外の建造物の被害

全壊・流失・半壊・床上浸水・床下浸水

（２）人的被害

死亡・行方不明・負傷

○ 証明手数料は免除。

災害発生時の安否確認

災害等の発生時には、電話やインターネット等がつながりにくくなります。

日頃から家族等で話し合って、確認方法を決めておきましょう。

① 災害用伝言ダイヤル「171」
(NTT東日本、音声)

② 携帯電話災害用伝言板
(携帯電話各社)

＊ 詳細は契約会社にお問い合わせください。

ここでワンポイント③

家具類の転倒・落下防止チェックを して見ましょう

- 大きな家具は、器具を使って壁や天井に固定していますか。
- 器具を取り付けている壁や天井には十分な強度がありますか。
- 二段重ねの家具は、上下を連結していますか。
- ガラスにフィルムを貼るなど、飛散防止をしていますか。
- 収納物が飛び出さないように、戸棚等開放防止器具をつけていますか。
- 万一家具が転倒しても、避難路をふさがない置き方をしていますか。
- テレビを壁やテレビ台に固定していますか。

ご協力ください。

耳が聞こえません

名前を呼ばれても
判りませんので
肩をたたいたり
手招きをしてください。

手話の

できる方は
いらっしゃいませんか

ゆっくり話してください
ませんか

紙に書いて教えて
いただけませんか

今の放送は
何と聞いていますか
教えてください

電 話 を

掛けてください。
おねがい致します。

近くの 避難場所へ

案内してください。

〈障害に関するシンボルマーク〉

障害者のための国際シンボルマーク



障がいのある人々が利用できる建築物、施設や公共交通機関であることを示す世界共通のマークです。

○ 関係団体等：財団法人日本障害者リハビリテーション協会

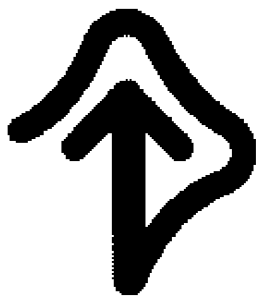
視覚障がい者を示す国際シンボルマーク



視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などにつけられています。

○ 関係団体等：社会福祉法人日本盲人福祉委員会

耳マーク



聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合に使用するマークです。
自治体、病院、銀行などが援助することを示すマークとして使用されています。

○ 関係団体等： 社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

「ハート・プラス」マーク



身体の内部に障がいのある方を示すマークです。外見ではわかりにくい内部障がいのある方の存在を視覚的に示すためのものです。

○ 関係団体等： 特定非営利活動法人 ハート・プラスの会

オストメイトマーク



オストメイト（人工肛門・人工膀胱を保有する方）を示すマークです。オストメイト対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されます。

○ 関係団体等： 社団法人日本オストミー協会

身体障がい者標識（身体障がい者マーク）



肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。

○ 関係団体等： 各警察署

自由記入欄

< 関係機関一覧 >

狛江市役所 3 4 3 0 - 1 1 1 1

福祉保健部福祉サービス支援室

内 線 2 2 0 8 ・ 2 2 0 9

2 2 1 4 ・ 2 2 1 6

F A X 3 4 8 0 - 1 1 3 3

介 護 支 援 課 内 線 2 2 2 1 ・ 2 2 2 2

健 康 支 援 課 3 4 8 8 - 1 1 8 1

F A X 3 4 8 8 - 9 1 0 0

狛江市社会福祉協議会 3 4 8 8 - 0 2 9 4

F A X 3 4 3 0 - 9 7 7 9

氏 名	
住 所	
緊急連絡先・学校名	
一時避難所	
血 液 型	

防 災 の 心 得
災害時要援護者を災害から守るために

登録番号（刊行物番号）H20-4

発行日	平成 20 年 4 月
発行	狛江市福祉保健部福祉サービス支援室 狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号 電話 03-3430-1111（代表） http://www.city.komae.tokyo.jp/
頒布価格	無料